

令和5年度雇用保険料率のご案内

令和5年4月

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。
雇用保険料率の参考を更新した助成金申請書は令和5年5月1日にHPに掲載します。
(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚については一般の事業の率が適用されます。

<助成金記入時の注意点>

(4) 労災保険料、雇用保険料 (第5回)

農業法人等名 有限会社 東京農場
研修生氏名 水田 耕作

月分	労災保険料・雇用保険料の算出				金額(円)	
	給与総支給額		保険料率			
4月	雇用保険料	200,000	×		÷ 1000	0
	労災保険料	200,000	×	13.00	÷ 1000	2,600
	計					2,600
5月	雇用保険料	220,000	×	10.50	÷ 1000	2,310
	労災保険料	220,000	×	13.00	÷ 1000	2,860
	計					5,170

2023年4月の雇用保険料率は、
賃金の締日を基準に変更してください。

① 月末締め翌月末払いの場合

賃金締日：2023年3月31日
雇用保険料率は、「9.5」

② 20日≦当月末日払いの場合

賃金締日：2023年4月20日
雇用保険料率は「10.5」

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚
については一般の事業の率が適用されます。